

表彰規程・別表1:本学会における表彰の選考基準、選考過程および表彰の実施

表彰区分		選考基準		選考過程			表彰の実施	
		対象	該当要件	推薦	審査	受賞候補者		受賞者・被表彰者の決定
物理探査学会賞	論文業績賞	論文賞	過去3年間(審査開始直近の12月末から)において、本会誌「物理探査」および合同英文誌「Exploration Geophysics」において発表された論説、論文、短報の中から優秀なものの著者。	正会員(審査会委員を含む)からの推薦状を必要とし、別紙様式(書類様式1)に従うものとする。	審査会規程に基づき、審査会が受賞候補者の審査を行う。	審査会による審査結果に基づき、本委員会が受賞候補者を決定し、会長に答申する。	本学会の会長が、答申内容を理事会に附議し、理事会の決議にて受賞者を決定する。	通常総会にて表彰する。
		事例研究賞	過去3年間(審査開始直近の12月末から)において、本会誌「物理探査」および合同英文誌「Exploration Geophysics」において、発表されたケーススタディ、技術報告の中から優秀なものの著者。					
		奨励賞	過去2年間(審査開始直近の12月末から)において、本会誌「物理探査」および合同英文誌「Exploration Geophysics」において発表された論説、論文、ケーススタディ、技術報告、短報の中から今後の研究成果が期待できるものの著者。但し、受賞される著者の満年齢は、対象となる論説、論文、ケーススタディ、技術報告、短報の受理日時点で40歳以下とする。					
	優秀発表賞	正会員。但し、国際シンポジウムは、この限りではない。	春季学術講演会、秋季学術講演会および国際シンポジウムの発表者を対象とし、次に該当する者。 (1)発表内容が技術的に高く、また、分かりやすいもの (2)発表用スライド等が分かりやすく、きちんと整理されているもの (3)発表後の質疑応答など、話題になったもの	講演会等の審査員の評定に基づき、学術講演委員会または国際委員会が受賞候補者を決定し、本学会の会長に答申する。	本学会の会長による答申内容の承認により受賞者を決定する。会長が、委員会の答申を承認できない場合は、理事会に附議し、理事会の決議を経て受賞者を決定する。	講演会・シンポジウムの期間中に実施。期間中の実施が困難な場合には通常総会にて表彰する。		
	学会業績賞	学術業績賞	正会員	探査技術の進歩に寄与し、あるいは著しい探査結果をあげた業績の中から、特に優秀な者。	本学会の役員2名以上もしくは正会員5名以上から推薦状を必要とし、別紙様式(書類様式2・書類様式3)に従うものとする。功績書の内容は平易なものとし、かつ審査の参考に資するに足る詳細並びに具体的資料を添付する。	本委員会が審査を行った上で受賞候補者を決定し、本学会の会長に答申する。	本学会の会長が、答申内容を理事会に附議し、理事会の決議にて受賞者を決定する。	通常総会にて表彰する。
運営功績賞		個人、または、団体	本学会の運営発展への寄与に関し、特段の功績のあった個人、または、団体。					
永年貢献表彰	功労会員表彰	正会員	永年にわたり本学会の運営発展に貢献し、表彰を授与される年度末の時点で満年齢55歳以上の正会員で、以下の各号のいずれかを満たしていること。 (1) 本学会の理事、または各委員会委員長を通算10年以上務めた者。 (2) 本学会の各委員会委員を通算15年以上務めた者。	本委員会が本学会事務局の資料に基づき、被表彰候補者を選定する。		本委員会が理事会に附議し、理事会の決議により被表彰者を決定する。	5年ごとに開催される創立記念行事式典にて表彰する。但し、止むを得ない事由により正会員資格を喪失した場合は、その直近の通常総会にて表彰する。	
	永年在籍会員表彰	正会員および賛助会員	(1)正会員:会員歴30年以上、かつ、当該年度の開始日までに満年齢70歳以上となる正会員。但し、名誉会員は除く。 (2)賛助会員:表彰を授与される年度末の時点で、本学会の継続在籍年数が30年、および50年となる賛助会員。					
	名誉会員表彰	個人	本学会の定款第6条第3号に基づく名誉会員は、物理探査の発展に功労、功績が極めて顕著であり、かつ下記の条件のいずれかを満たした者を対象とする。 (1)会長の経験者で、満年齢70歳以上の正会員 (2)正会員で、物理探査に関する学術、技術の発展に極めて大きな貢献(文化勲章受章者、文化功労者、学士院賞受賞者あるいはこれらと同程度の業績を有する者)をした満年齢70歳以上の正会員 (3)通常総会開催前年度において会員歴30年以上でかつ満年齢70歳以上の正会員で以下の一つに該当する者 イ)通常総会開催前年度に通算10年以上本学会の役員を勤めるなど、本学会の運営発展に顕著な功績のあった者 ロ)学術、技術に対する貢献が極めて顕著な者 (4)本学会の発展に対する貢献が極めて顕著である者	本委員会が本学会事務局の資料に基づき、名誉会員候補者を選定し、理事会に附議する。理事会は、その決議をもって、名誉会員候補者を通常総会に推薦する。	通常総会にて決定する。	通常総会にて表彰する。		
備考	(1)「講演会等」とは、春季学術講演会、秋季学術講演会および国際シンポジウムの総称である。 (2)「会員歴」とは、本学会の前年度末の時点において、本学会を継続して在籍した年数を言う。 (3)「団体」とは、委員会、ワーキンググループ等の組織の総称である。							3-6 別表 -1